4　測定操作手順

⑴　スペクトル分析器の設定を２⑴とし、掃引周波数範囲内の不要発射を探索する。

⑵　探索された不要発射の振幅の最大値が許容値以下の場合は、当該探索された最大値を測定値とする。

⑶　⑵の測定値が許容値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、掃引周波数幅を分解能帯域幅の10倍程度まで順次狭くして不要発射の周波数を求める。

⑷　スペクトル分析器の設定を２⑵とし、不要発射の強度の平均値（バースト波の場合はバースト内平均電力）を求めて測定値とする。

⑸　複数の空中線端子を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行い、全空中線端子における測定値の総和を求める。

⑹　複数の搬送波を同時に送信する場合は、一の搬送波を送信する状態で測定を行うほか、複数の搬送波を同時に送信する状態で、搬送波ごとに測定を行う。

5　試験結果の記載方法

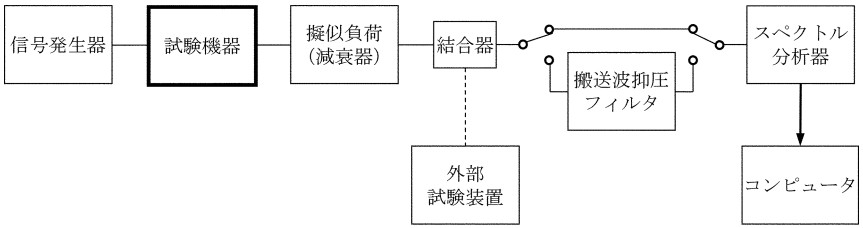
⑴　測定帯域ごとに離調周波数とともに、技術基準で規定する単位で記載する。

⑵　多数点を記載する場合は、許容値の帯域ごとに測定値の降順に並べて記載する。

⑶　総和を求めたときは、測定値の総和のほか、空中線端子ごとの測定値を記載する。

六　スプリアス発射又は不要発射の強度（スプリアス領域）

1　測定系統図



2　測定器の条件等

⑴　搬送波抑圧フィルタは、必要に応じて使用する。

⑵　不要発射の探索時のスペクトル分析器は、次のように設定する。

ア	掃引周波数範囲	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数範囲
イ	分解能帯域幅	スプリアス領域における不要発射の強度の許容値が適用される周波数幅
ウ	ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
エ	Ｙ軸スケール	10dB／Div
オ	入力レベル	最大のダイナミックレンジとなる値
カ	データ点数	測定精度が保証される点数
キ	掃引時間	測定精度が保証される時間
ク	掃引モード	単掃引
ケ	検波モード	ポジティブピーク